

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）

- ◆ 創出支援型
- ◆ 産業支援型 の活用について



令和 7 年 4 月

農林水産省

1 はじめに

地域資源を活用した付加価値の創出とは？

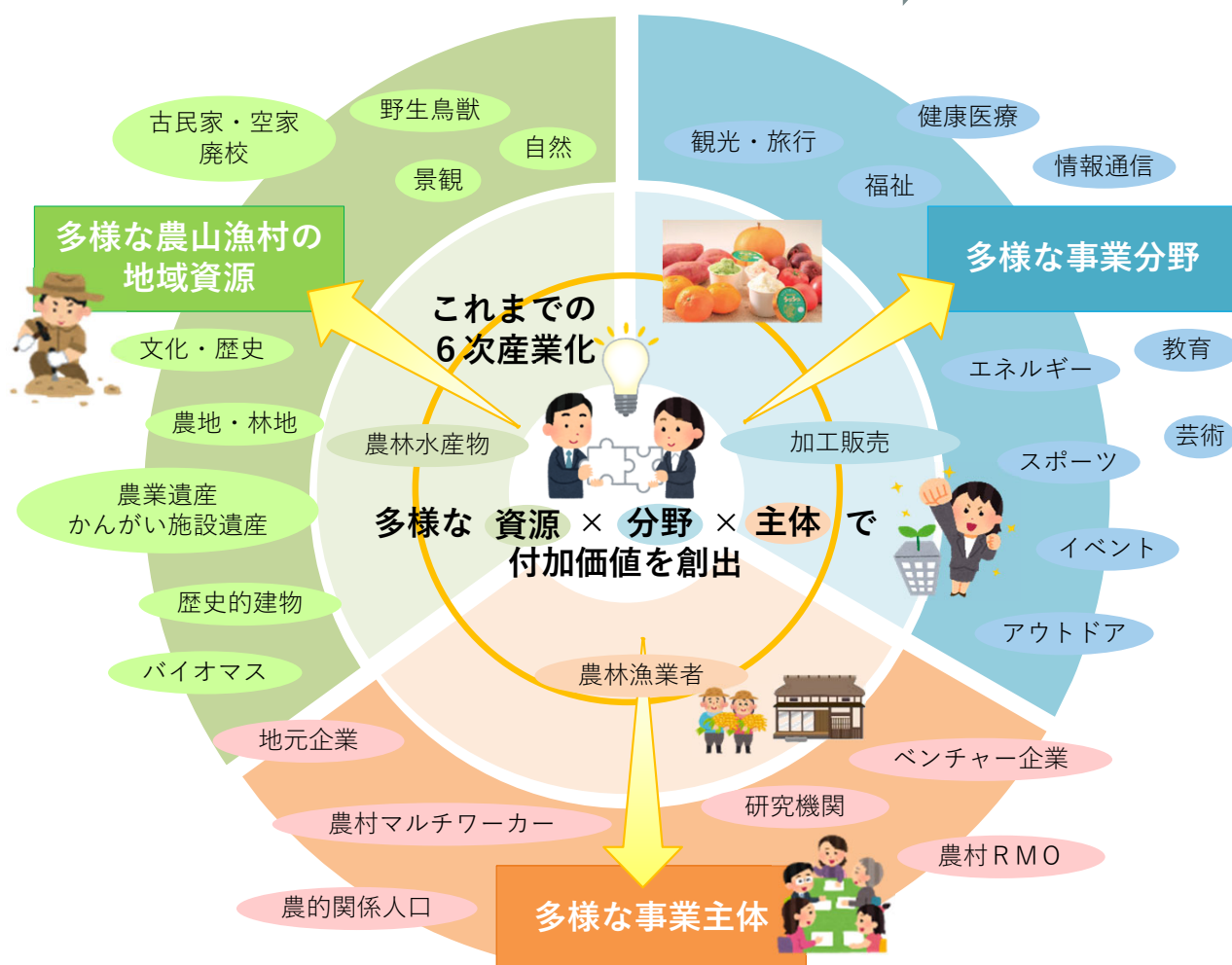
これまで農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の1つとして、農林漁業の6次産業化の推進に取り組んでまいりました。

令和4年度からは、これまでの6次産業化にとどまらず、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組を支援し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図り、農山漁村の地域活性化を目指しています。

地域資源を活用した付加価値の創出

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

地域における
雇用・所得創出



2 地域資源を活用した付加価値の創出に取り組む事業者を支援します！

「地域資源活用価値創出対策」とは？

地域資源活用価値創出対策は、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るために、多様な主体による地域資源を活用した付加価値創出の取組について、ソフト、ハード等のメニューにより支援するものです。

本資料では、このうち「創出支援型」と「産業支援型」について紹介します。

実施できる事業の内容は？

地域資源活用価値創出対策（創出支援型、産業支援型）では、以下に掲げる事業を実施することができます。

			対象事業	事業期間	交付限度額	交付率	掲載 ページ	
ソフト	地域資源活用価値創出推進事業	創出支援型	1 地域資源活用・地域連携推進支援事業	1 年間 または 2 年間	500万円 (事業期間当たり)	交付対象経費の 1／2 以内 または 定額	3・4 10・11 ページ	
専門家派遣等			2 地域資源活用・地域連携サポート事業					
			2－1 地域資源活用・地域連携中央サポート事業	1 年間	—	定額	5・6 12・13 ページ	
			2－2 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業	1 年間	—		7・8 14・15 ページ	
ハード	地域資源活用整備事業		3 産業支援型	1 年間	原則1億円 (最大2億円)	交付対象経費の 3／10以内、 1／2 以内	9 16・17 ページ	

※ ソフト（1の事業）、専門家派遣等（2の事業）のうち地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業、ハード（3の事業）は、都道府県を通じて支援します。

3 事業の具体的な内容を紹介します！

1 地域資源活用・地域連携推進支援事業

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組といったソフト事業を支援します。

ハード事業に係る支援である、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）と併せて実施することや、地域資源活用・地域連携サポート事業による専門家派遣を活用することも可能です。

主な事業内容

次の①～⑤のいずれかに該当する取組について支援します。①～⑤のうち複数を組み合わせて実施することも可能です。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

※ ①～④の取組を行う場合のみ、ソフト支援の他に、耐用年数が3年以下の施設を併せて整備することも可能です。

この場合、実施するソフト事業に沿った整備であって、ソフトの交付額を超えないこと、等の要件があります。



農林水産物を利用した新商品開発



竹林を多分野で利用した観光事業



森林を利用したヒーリング事業

事業スキーム

事業実施主体

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体です。

なお、上記の⑤の取組を行う場合のみ、**コンソーシアム**による実施も可能です。

事業期間

1年間または2年間

交付率

①～④の取組 1/2以内

⑤の取組 定額

いずれの場合についても国費上限額は500万円／事業実施期間

交付ルート

国 → 都道府県 → 事業実施主体

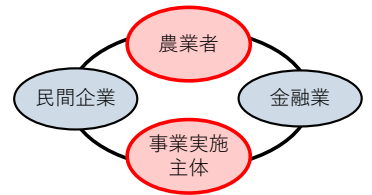
次ページにつづく

主な要件

事業実施主体の要件

- 事業実施主体が市町村等以外である場合は、**事業実施主体を含む3者以上**であって、**農林漁業者等を必ず含む**多様な事業者が**連携するネットワークを構築する又は構築することが確実**であること
- 事業実施主体が市町村である場合は、**市町村協議会※を設置し、かつ、市町村戦略を定めている**こと
- ※ 地域資源活用・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの等

●ネットワークの例●



地域要件

事業を行う場所は、農山漁村である必要があります。
具体的には、次のいずれかの地域を含む必要があります。

	対象地域	備考
1	特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づくもの
2	振興山村	山村振興法に基づくもの
3	過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの
4	半島振興対策実施地域	半島振興法に基づくもの
5	離島振興対策実施地域	離島振興法に基づくもの
6	沖縄県	沖縄振興特別措置法に基づくもの
7	奄美群島	奄美群島振興開発特別措置法に基づくもの
8	小笠原諸島	小笠原諸島振興開発特別措置法に基づくもの
9	特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法に基づくもの
10	指定棚田地域	棚田地域振興法に基づくもの
11	急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）	旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法に基づくもの
12	中山間地域	「農林統計に用いる地域区分の制定について」によるもの
13	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づくもの
14	漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落	漁港漁場整備法に基づくもの

成果目標と目標年度

成果目標 : 地域資源活用・地域連携の取組に係る売上高を10%以上増加させる目標を設定する必要があります。なお、⑤の取組については、上記の目標に代えて、研究の実施において定量的な成果を創出することを目標にすることができます。

※ 事業開始時に売上高が0の場合は、目標年度までに売上高を創出する目標を設定する必要があります。

目標年度 : 事業完了年度の翌々年度（事業開始年度から3～4年以内）

3 事業の具体的な内容を紹介します！

2 - 1

2 地域資源活用・地域連携サポート事業のうち 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

各都道府県のサポートセンター等に寄せられた相談のうち、特に重点的な支援が必要な案件や都道府県サポートセンターでの対応が困難な案件等については、全国単位で設置される地域資源活用・地域連携中央サポートセンターが支援します。

また、地方公共団体等と企業とのマッチングによる地域資源を活用した多様なビジネスを創出のほか、施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの派遣・育成を支援します。

主な事業内容

地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業

- ✓ 中央プランナー、エグゼクティブプランナーの選定・登録・派遣
- ✓ 都道府県サポートセンター等に対するサポート活動（企画推進員やプランナー向けの研修会の開催等）
- ✓ 地域資源を活用した付加価値創出の取組の分析・検証、情報発信

主な事業内容

・プランナーの選定

①プランナーの公募

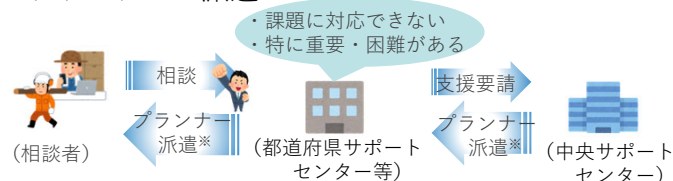


②選定・登録

- ・プランナーには、中央プランナーとエグゼクティブプランナーを登録
- <主な選定基準>
- ・専門分野別に選定
- ・エグゼクティブプランナーは、プランナー等の経験者の中から選定。また、プランナーとの併用不可。



・プランナーの派遣



※特に重要・困難な案件は、エグゼクティブプランナー、それ以外の案件は、中央プランナーを派遣。

地域資源活用・地域連携促進事業

起業促進プラットフォームである「INACOME（イナカム）」を通じた取組を支援

- ✓ ビジネスコンテストの開催
- ✓ 起業促進に資するセミナーの開催
- ✓ 地域課題の解決を望む地方公共団体等と企業とのマッチング等

INACOMEとは

オンライン上で起業者や起業支援者が交流できるプラットフォーム



地域の食の絆強化推進運動事業

病院、福祉施設、企業、学校、地方自治体等の施設給食における地場産農林水産物の利用（地産地消）拡大に向けた取組を支援

- ✓ 地産地消コーディネーターの派遣
- ✓ 地産地消コーディネーターの育成

地産地消コーディネーターとは

地場産農林水産物の利用（地産地消）拡大に向けた指導・助言や生産者側とのニーズ・課題の調整、供給体制の整備等を支援する専門家（栄養教諭、生産者組織代表、JA、コンサルタント、企業、行政など）

事業スキーム

事業実施主体
民間団体等

交付率
定額

交付ルート
国 → 事業実施主体

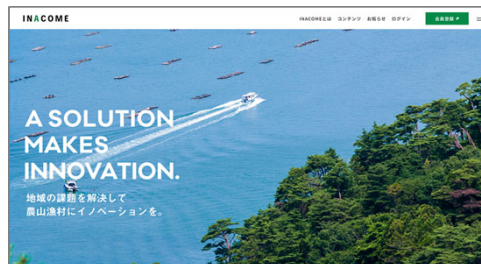
事業期間
1年間

(参考) イナカムや地産地消コーディネーターを活用するには？

起業促進プラットフォーム「INACOME」

- ✓ まずはイナカムサイトにアクセスしてください。

<https://inacome.jp/>



- ✓ 会員登録いただければ、メンバー・支援者の検索、セミナーやイベント情報等の登録・閲覧、動画セミナーの視聴、事例記事の閲覧が可能になります。

※ 会費は無料です。詳細については、イナカムサイトのサービス利用規約等をご確認ください。

※ 一部、非会員でも閲覧できるコンテンツもあります。



地産地消コーディネーター

派遣の流れ

①派遣地希望地域・団体等の募集に対して応募

6～8月頃

- ✓ 事務局が定める様式に、希望する指導内容、派遣時期、給食施設の概要等を記入して応募します。
- ✓ 事務局（補助事業者）にて派遣地域・団体等を選定し、派遣決定について連絡します。

②派遣申請書の提出

8月頃

- ✓ 納入体制等の状況、数値・成果目標等を設定します。

③派遣の実施

9～2月頃

- ✓ 1地域・団体当たり、1名のコーディネーターを3回程度派遣します。

④派遣報告書の作成・提出

3月頃

3 事業の具体的な内容を紹介します！

2-2

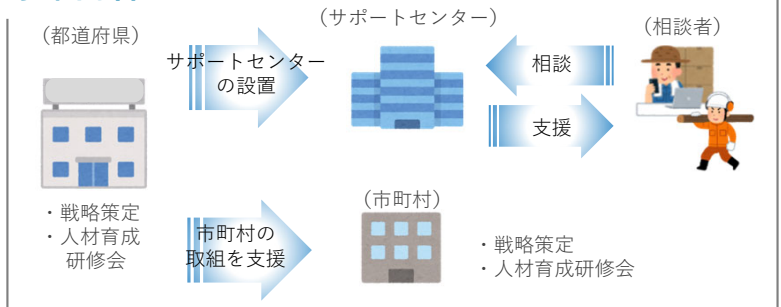
2 地域資源活用・地域連携サポート事業のうち 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

各都道府県にサポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値創出に取り組む方々からの相談受付・アドバイス等を実施するとともに、民間の専門家（プランナー）を派遣して、デジタル技術の活用など、地域資源を活用した付加価値創出の取組を伴走支援します。また、都道府県や市町村における地域資源を活用した付加価値創出に係る戦略策定や研修実施等を支援します。

主な事業内容

- ✓ 都道府県サポートセンターの運営
- ✓ 都道府県戦略及び市町村戦略の策定
- ✓ 人材育成研修会の開催
- ✓ デジタル技術の活用に関する研修会の開催
- ✓ 新規性のある地域資源を活用した付加価値創出の取組の掘り起こし

事業内容



※ 地域資源を活用した付加価値創出の取組を効率的に行うためのデジタル技術の活用に関する専門家の派遣も可能です。

事業スキーム

事業実施主体
都道府県

交付率
定額

交付条件

- ・ 1箇所以上の常設の拠点の設置が必要
- ・ 取得した個人情報等は、法律等に従い、適正に取り扱うこと 等

交付ルート
国 → 都道府県

事業期間
1年間

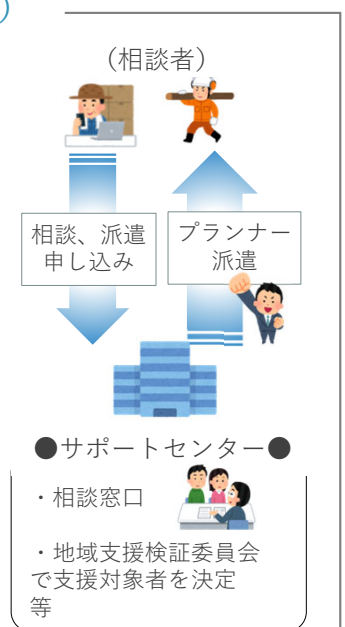
その他（サポートセンターの支援を受けるには？）

POINT

まずは、各都道府県に設置されるサポートセンターにご相談ください。
（対面・電話相談可、秘密厳守）

ご相談から専門家派遣までのおおまかな流れ（詳細は次ページを参照）

- ✓ 都道府県サポートセンターに相談する
経営分析・診断、知的財産、食品衛生管理などにお悩みの方は、まずご相談ください。
- ✓ 企画推進員（相談窓口）による相談受付・アドバイス
企画推進員が、事業計画づくりのアドバイスやお悩みに応じた支援施策の紹介、総合化事業計画づくりのお手伝い等を行います。
- ✓ 支援対象者に決定 → プランナー派遣による支援
経営改善の取組を実施する方々には、お悩みの解決に向けたプランナーの派遣を無償で受けることができます。
- ✓ 支援効果の検証
プランナー派遣による支援を受けた者は、支援から3～5年間の付加価値額向上の目標を設定し、経営改善の取組を着実に推進し、その効果を検証します。



(参考) 都道府県サポートセンターの支援を受けるには？

地域資源を活用した付加価値創出に取り組む方々が、都道府県サポートセンターを通じて、プランナーの派遣等の支援を受ける際のおおまかな流れを紹介します。

※ 各都道府県によって手順が異なる場合がありますので、詳細は取組地域を所管する都道府県サポートセンターへお問い合わせください。

相談から支援対象者に認定されるまで

①相談窓口（都道府県サポートセンター）への問合せ

②企画推進員による相談内容の聞き取りやアドバイス

③支援対象者になるための認定申請

申請者の現在の事業概要や今後取り組む事業の内容等を記載し、地域支援検証委員会へ申請

④地域支援検証委員会による申請内容の審査

申請書類の内容や面接などにより、支援対象者の合否を判定

⑤支援対象者への認定

支援
対象者

都道府県
サポート
センター



支援対象者へのサポート内容

⑥支援対象者へのサポートに向けたチーム結成

相談内容や事業における課題等に応じたプランナーを選定し、支援対象者ごとのサポート体制を構築

⑦経営改善戦略の策定の支援（プランナーの派遣）

地域資源を活用した付加価値創出の取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費）を増加するため、プランナーの支援を受けながら、3～5年の経営や組織運営の改善方策等を自ら作成



支援効果の検証

⑧目標年度（支援から3～5年）までの経営改善状況の報告

前年の経営改善状況について、都道府県サポートセンター等の調査に協力



⑨PDCAサイクルで検証していく中で、支援完了後も必要に応じて都道府県サポートセンターと連携し、経営改善戦略の実行の支援を要請



3 事業の具体的な内容を紹介します！

3

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

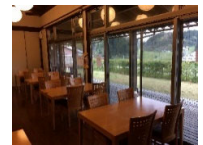
農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援します。

主な事業内容

- ✓ 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。
- ✓ 再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、施設整備と一体的に設置する場合に支援が可能です。



農林水産物
処理加工施設



農家レストラン



販売・交流施設等



EV車等への給電設備

事業スキーム

事業実施主体

農林漁業者団体、中小企業者※

※ 以下の①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略

交付率

交付対象経費の3／10以内、1／2以内※¹

いずれの場合についても国費上限額は原則1億円※²

※¹ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や地域資源・地域連携の取組に係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

※² BtoBの取組において取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する場合、上限額は2億円

事業期間

1年間

交付ルート

国 → 都道府県 → 事業実施主体

POINT

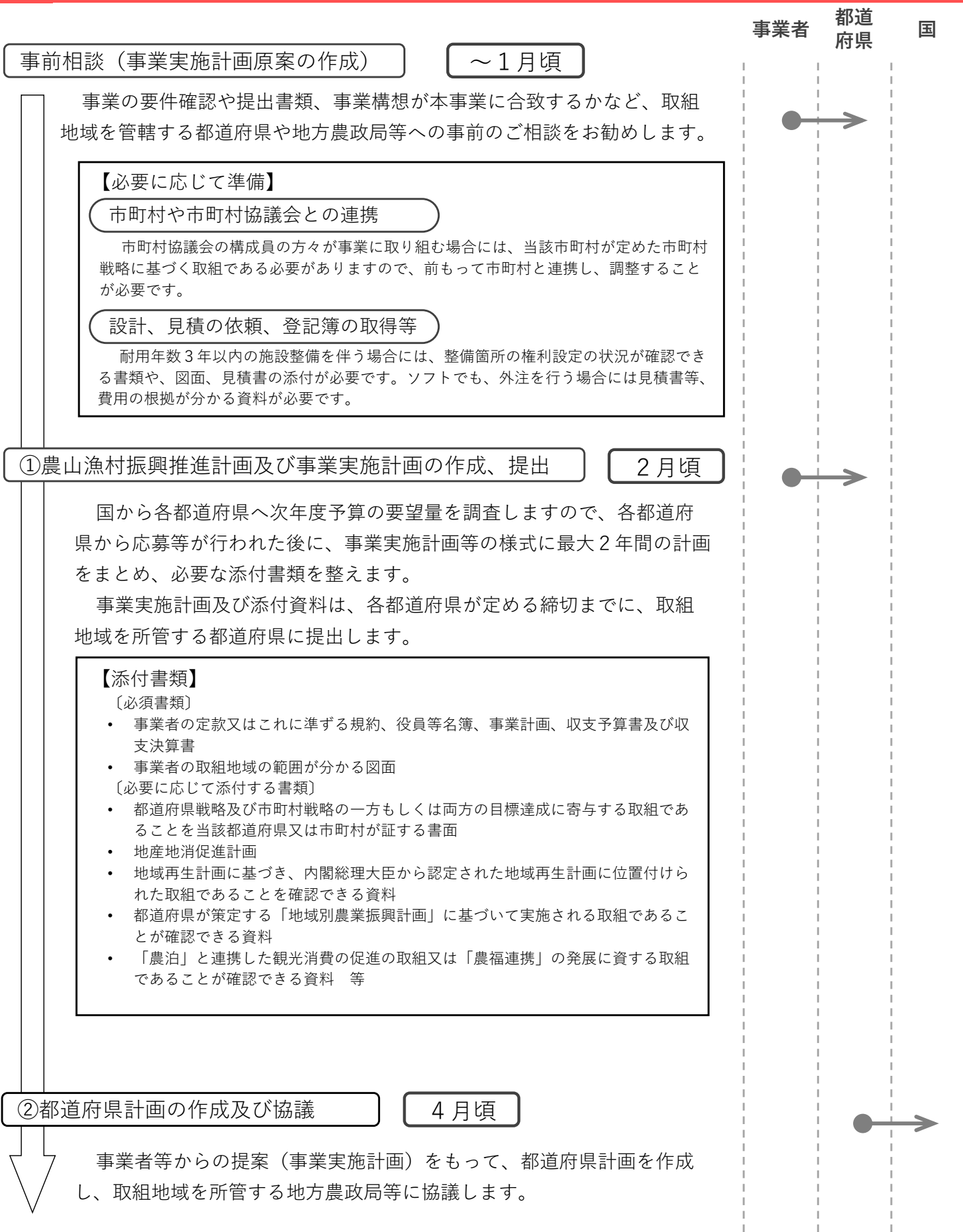
六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する特例措置

- ・農業改良資金の償還期間・据置期間の延長
- ・農地転用に係る手続きの簡素化 等

4 各事業における事業の開始から実施後までの手順

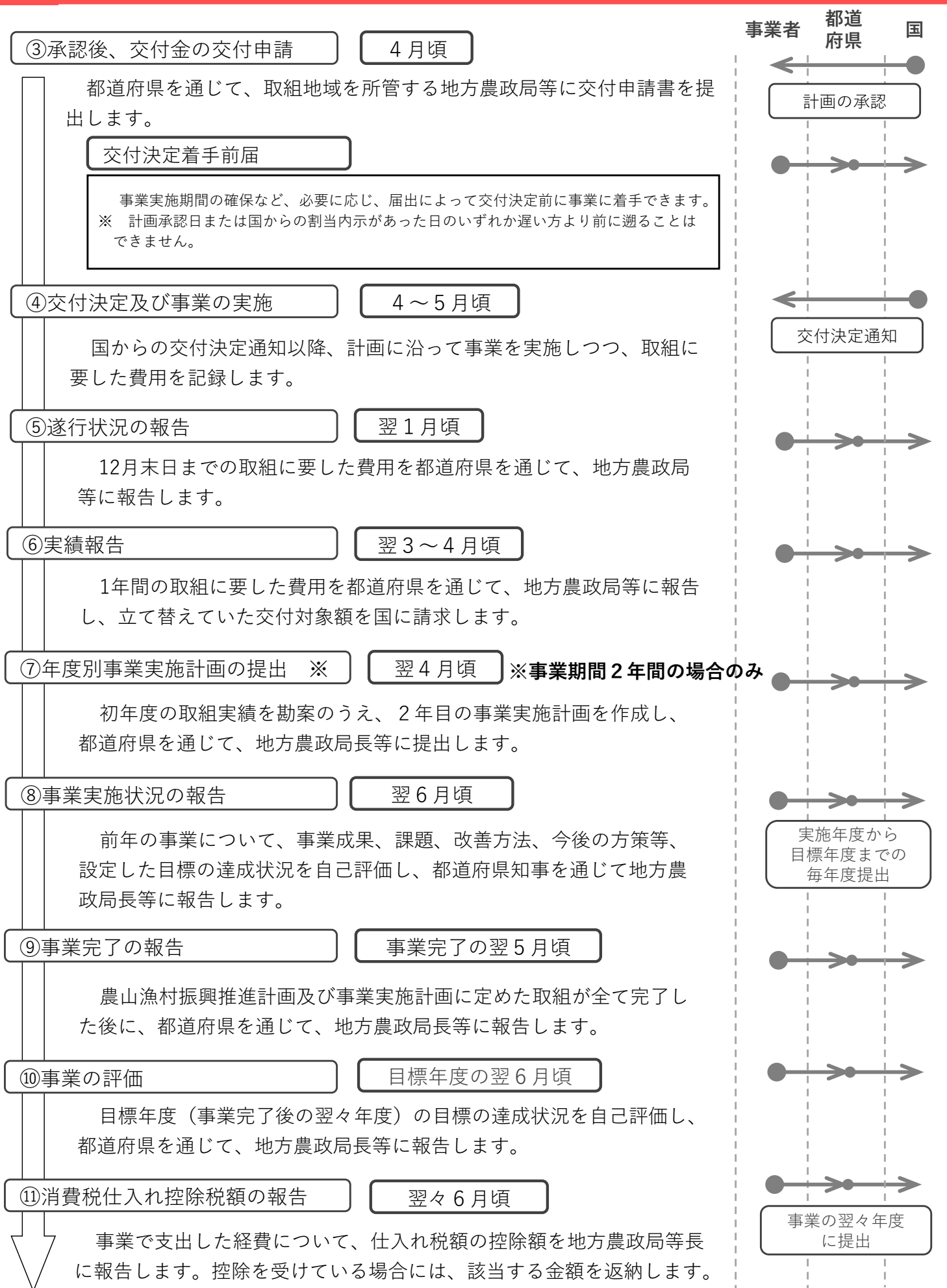
各事業における事務手続等のおおまかな手順は以下のとおりです。

1 地域資源活用・地域連携推進支援事業



（次頁へ）

1 地域資源活用・地域連携推進支援事業

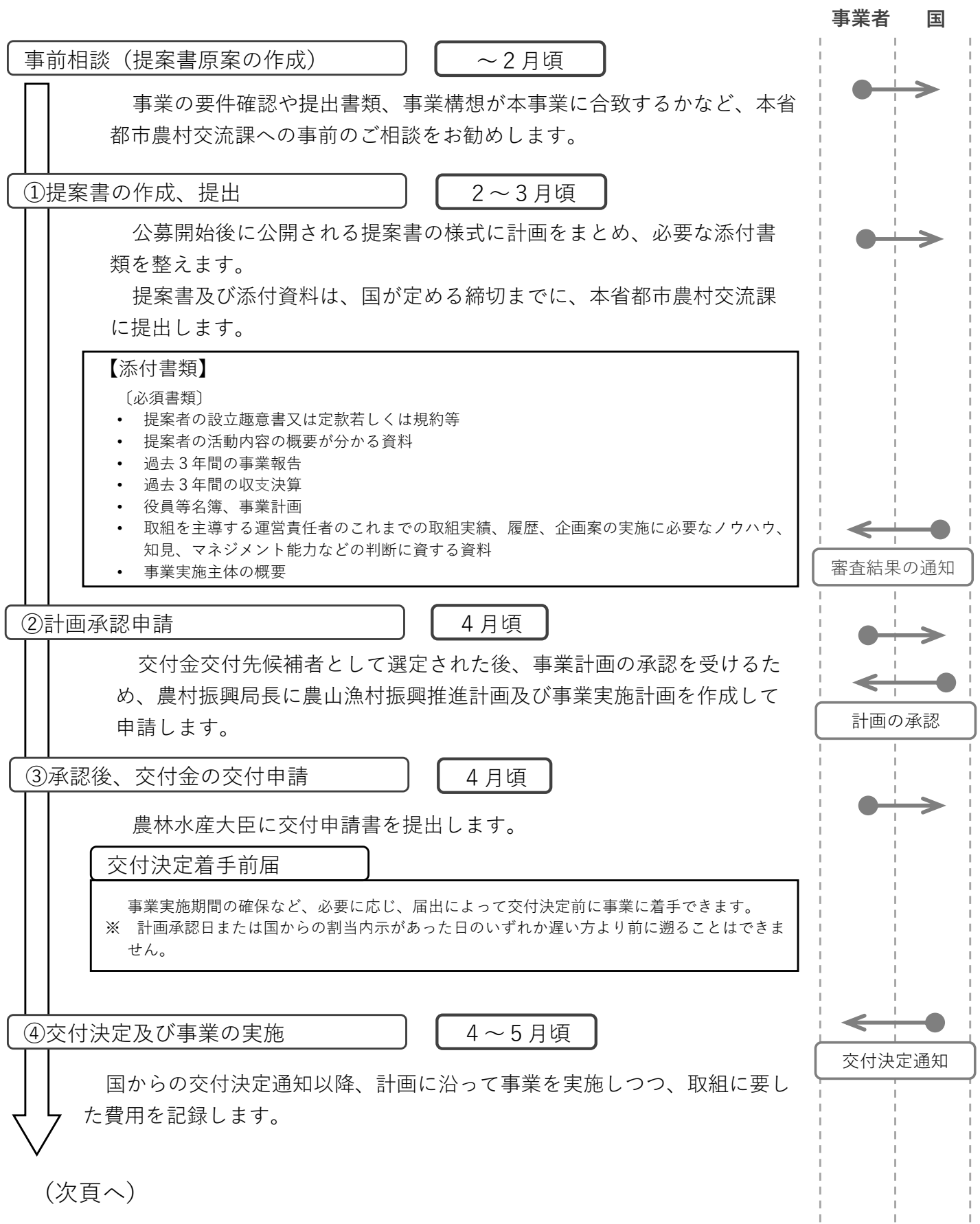


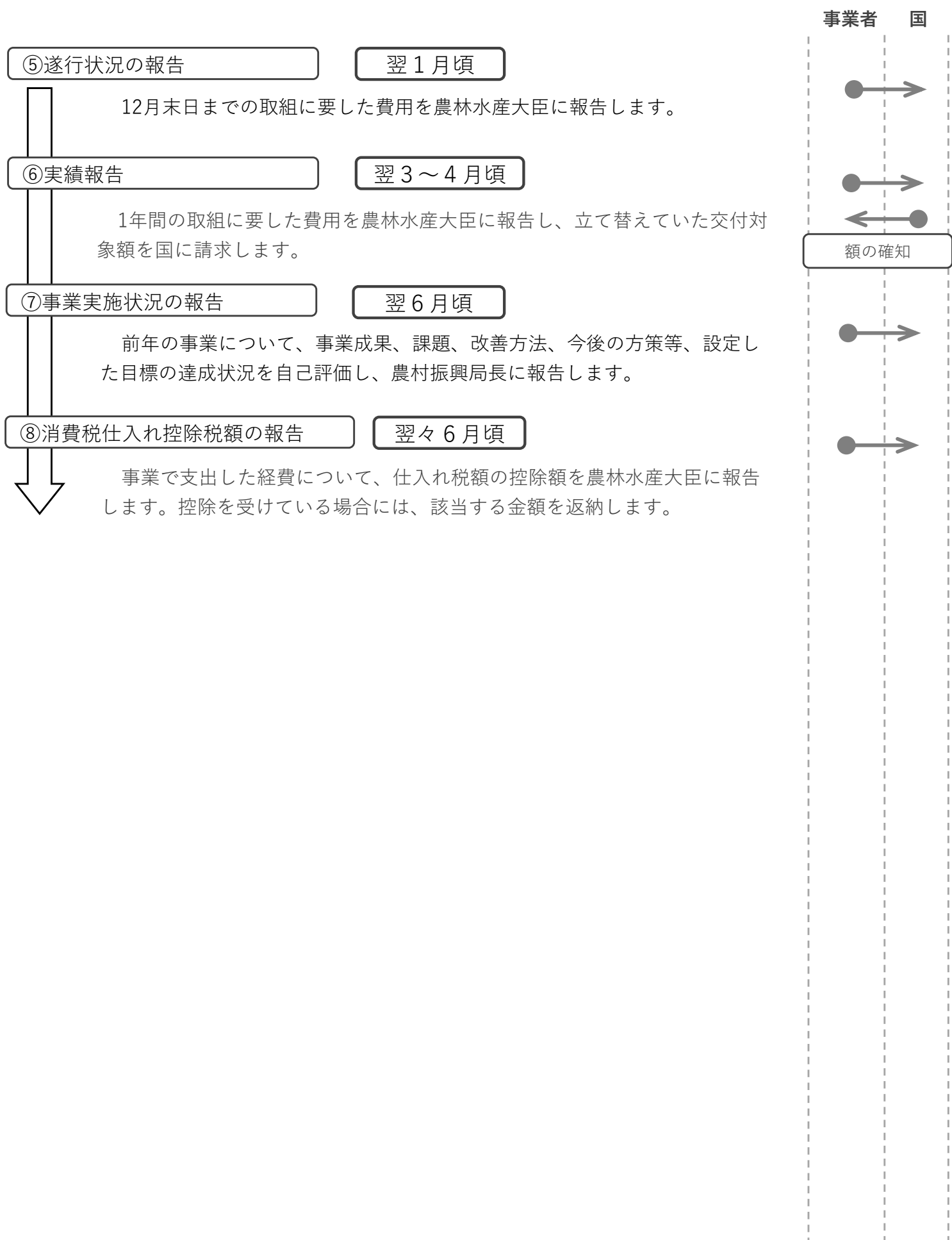
4 各事業における事業の開始から実施後までの手順

各事業における事務手続等のおおまかな手順は以下のとおりです。

2 地域資源活用・地域連携サポート事業

地域資源活用・地域連携中央サポート事業





4 各事業における事業の開始から実施後までの手順

各事業における事務手続等のおおまかな手順は以下のとおりです。

2 地域資源活用・地域連携サポート事業

地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

事業実施主体用

※支援対象者用は別途

支援
対象者

都道
府県

国

①農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の作成、提出

2～4月頃

国から各都道府県へ次年度予算の要望量を調査しますので、各都道府県では、事業実施計画等の様式に計画をまとめ、必要な添付書類を整えます。

事業実施計画及び添付資料は、国が定める締切までに、取組地域を所管する地方農政局等に提出します。

【添付書類】

〔必須書類〕

- ・ 個人情報の取扱に関する規定等
- ・ 地域プランナー登録者に提出を求める秘密保持に関する誓約書

〔必要に応じて添付する書類〕

- ・ 地域資源活用・地域連携事業体を支援する体制が整備されていることが確認できる資料
- ・ 「地域資源活用・地産地消推進協議会や人材育成研修会の場において、国の支援制度や参考となる全国各地の取組事例、サポートセンターと連携した支援情報」を地域資源活用・地域連携事業体や市町村、商工会等の関係する機関に対して情報提供していることが確認できる資料



②承認後、交付金の交付申請

4月頃

国からの計画の承認を受けた後、取組地域を所管する地方農政局等に交付申請書を提出します。

交付決定着手前届

事業実施期間の確保など、必要に応じ、届出によって交付決定前に事業に着手できます。

※ 計画承認日または国からの割当内示があった日のいずれか遅い方より前に遡ることはできません。



計画の承認



③交付決定及び事業の実施

4～5月頃

国からの交付決定通知以降、計画に沿って事業を実施しつつ、取組に要した費用を記録します。



交付決定通知

④遂行状況の報告

翌1月頃

12月末日までの取組に要した費用を地方農政局等に報告します。



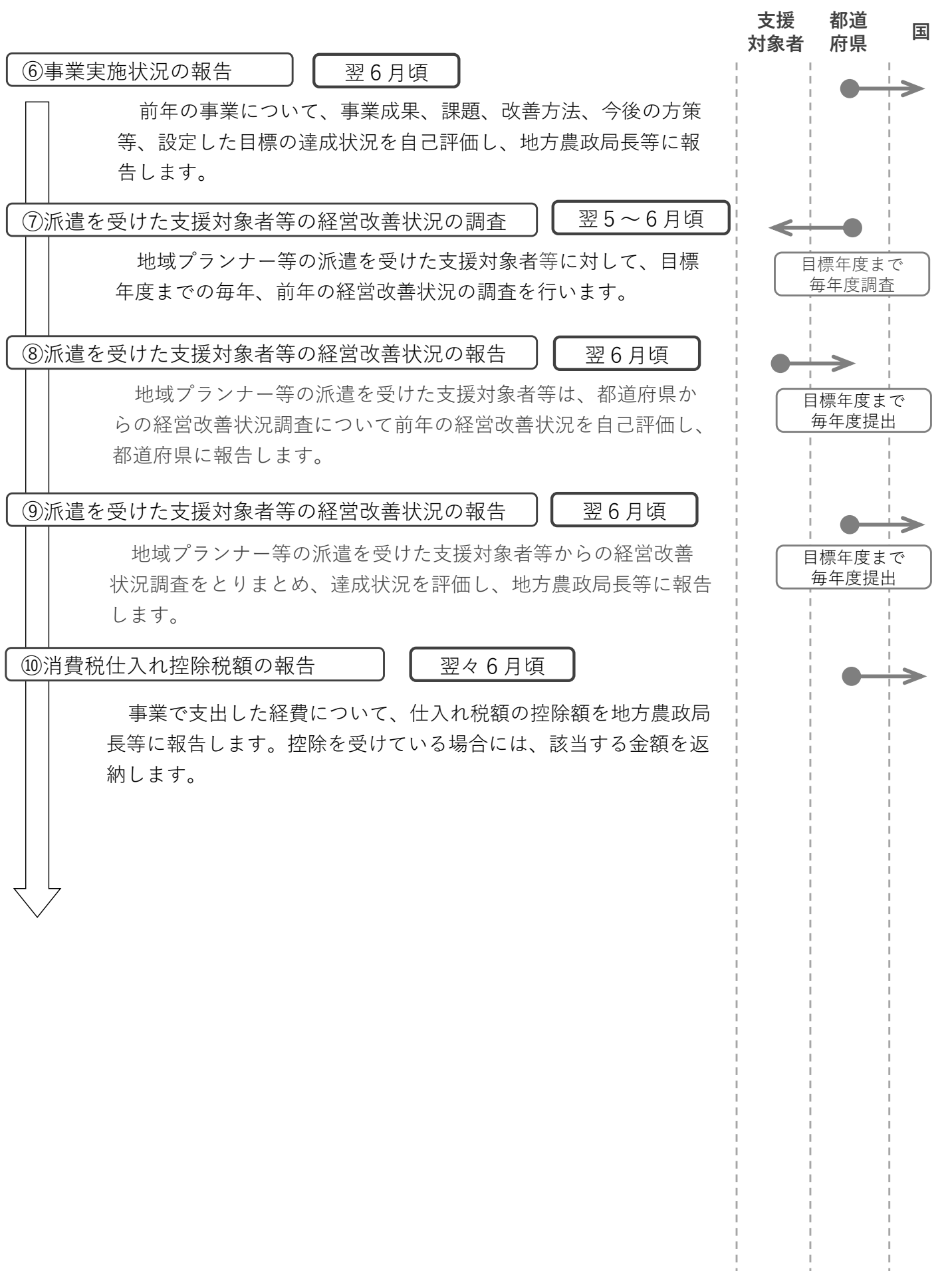
⑤実績報告

翌3～4月頃

1年間の取組に要した費用を地方農政局等に報告し、立て替えていた交付対象額を国に請求します。



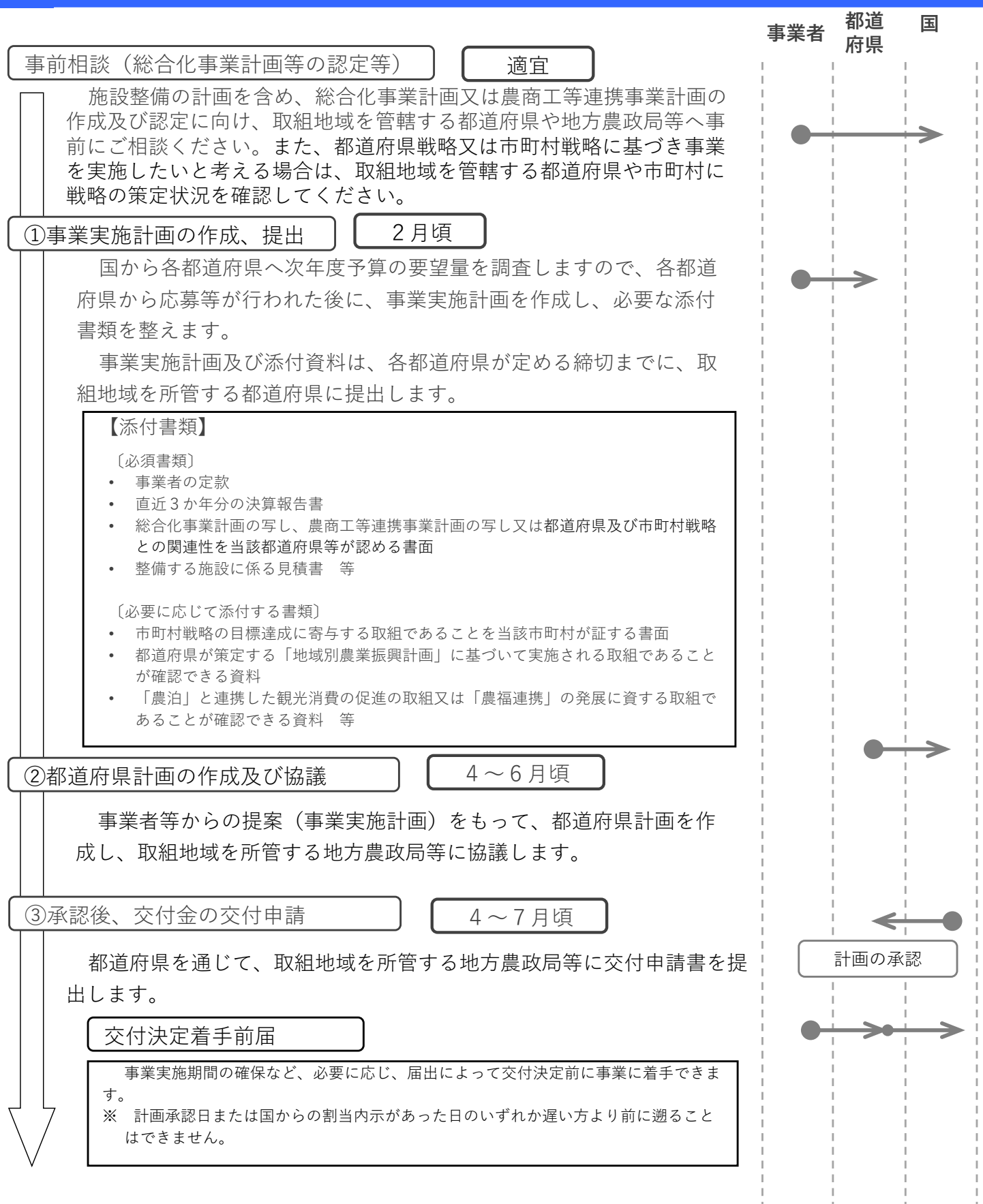
(次頁へ)



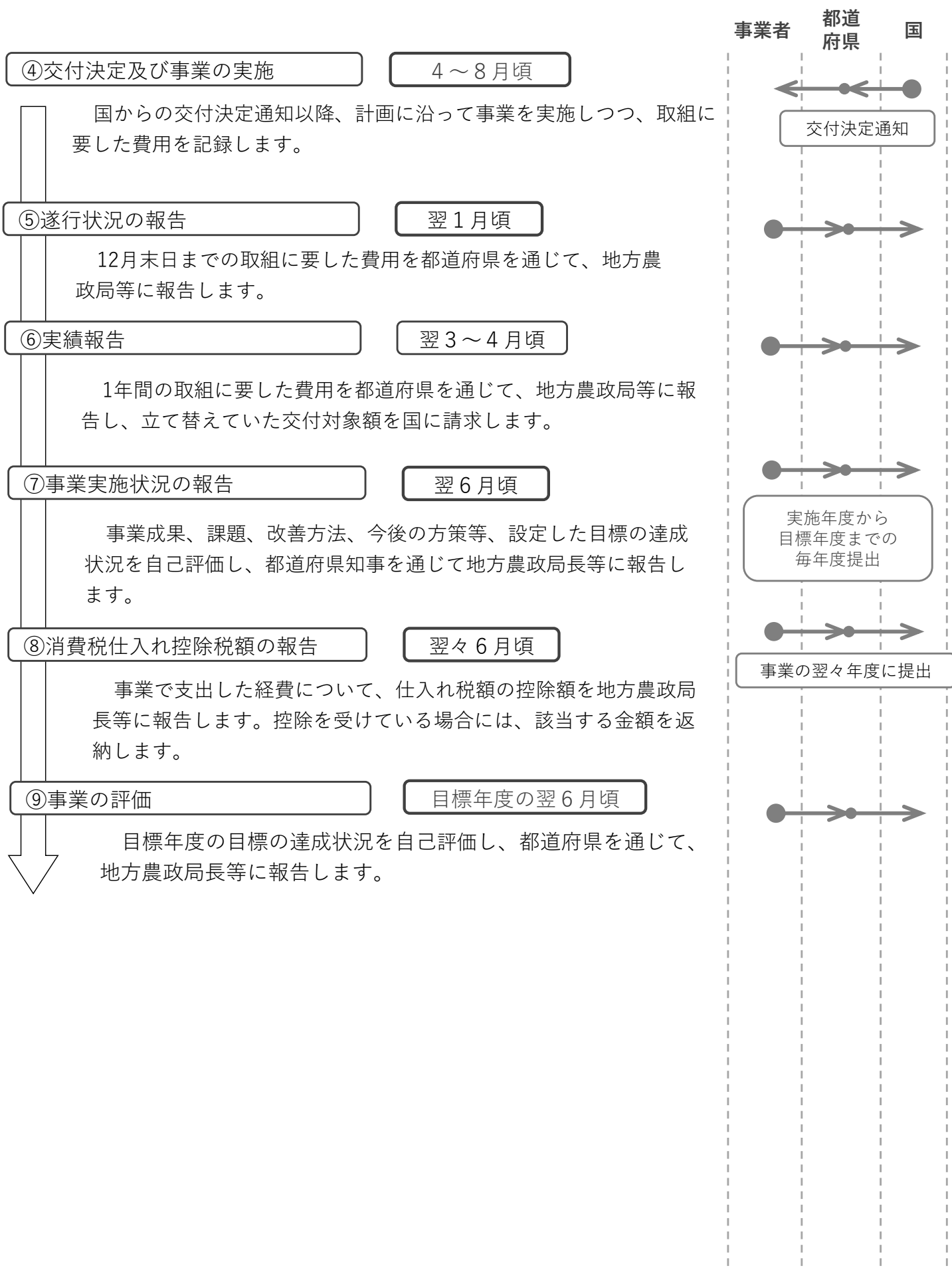
4 各事業における事業の開始から実施後までの手順

各事業における事務手続等のおおまかな手順は以下のとおりです。
なお、予算の状況により、追加受付をする場合があります。

3 地域資源活用価値創出整備事業 産業支援型



(次頁へ)



5 地域資源活用価値創出対策に関する問合せ窓口

お問い合わせ先

事業活用に向けた相談や要件等の詳しい内容については、以下の連絡先にお問い合わせください。

対象となる事業

- 1 地域資源活用・地域連携推進支援事業
- 2－2 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業
- 3 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

取組地域	連絡先
北海道	農林水産省 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22エムズ南22条ビル TEL：011－330－8810
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省 農村振興部 都市農村交流課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022－263－1111（内線4052）
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省 関東農政局 農村振興部 都市農村交流課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048－740－0478
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省 北陸農政局 農村振興部 都市農村交流課 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076－232－4890
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省 東海農政局 農村振興部 都市農村交流課 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052－223－4630
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省 近畿農政局 農村振興部 都市農村交流課 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075－414－9065
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 都市農村交流課 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086－224－4511（内線2175）
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省 九州農政局 農村振興部 都市農村交流課 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096－300－6427
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 農村活性化推進室 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098－866－1652

5 地域資源活用価値創出対策に関する問合せ窓口

問合せ先

事業活用に向けた相談や要件等の詳しい内容については、以下の連絡先にお問い合わせください。

対象となる事業

2－1 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

取組地域	連絡先
全国	農林水産省農村振興局都市農村交流課 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03－3502－8111（内線5446）